

山口県動物愛護管理推進計画（第二次改定版）の素案の概要

I 基本的事項

1 計画改定の趣旨

本県における動物の愛護及び管理に関する施策を総合的・計画的に推進するために現行計画を改定

2 計画の位置づけ

動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）第6条に基づく法定計画

3 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

II 計画改定の背景

1 動物愛護管理法の改正（主な内容）

- 動物の所有者等が遵守すべき責務を明確化
- 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等
- 動物の適正飼養のための規制の強化
- マイクロチップの装着等

2 基本指針の改正（主な施策）

- 社会規範（動物の愛護及び管理に関する考え方）や行為規範（動物の取扱い）に関する幅広い関係主体の参画による検討
- 令和12年度の犬猫の殺処分数（全国）を約2万頭に削減
- 地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理し、普及啓発等の取組を推進
- 所有者等のいない子犬及び子猫の発生防止の取組の推進
- 不適切な飼養に対応するため、福祉部局等との連携強化
- ペットの一時預かりやペット連れ避難等での適切な対応を行うための体制整備の推進

3 動物愛護管理法に関する本県の現状

- 犬猫の引取り数
 - <犬> [H24：375頭→R1：53頭] (85.9%削減)
 - <猫> [H24：4,114匹→R1：2,386匹] (42.0%削減)
- 犬猫の殺処分数
 - <犬> [H24：1,355頭→R1：78頭] (94.2%削減)
 - <猫> [H24：4,030匹→R1：1,024匹] (74.6%削減)
- 動物による迷惑を感じたことのある人の割合 [H24：60.7%→H30：55.7%]
- 動物愛護推進員委嘱数 [H24：78人→R1：140人]
- 県民が県に望む取組
 - ・飼主への規制・指導の強化 [H24：64.3%→H30：61.3%]
 - ・動物愛護管理に関する広報 [H24：34.4%→H30：32.8%]

III 改定のポイント

1 取組項目の整理

現行計画の4項目を5項目に見直し・整理

現行計画	改定計画
1 動物の適正飼養	1 動物の適正飼養
2 県民と動物の安全確保	新 2 周辺生活環境の保全
3 動物の適正な取扱い	3 県民と動物の安全確保
4 動物愛護管理の普及啓発	4 動物の適正な取扱い
	拡 5 動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成

2 施策の展開

動物愛護管理法及び国の基本指針の改正、本県の現状等を踏まえ、新たな施策の実施やこれまでの施策を拡充・強化

IV 具体的施策の展開

1 動物の適正飼養

- (1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減
 - 終生飼養の責務や適切な繁殖制限措置の普及啓発の推進
 - 新たな飼主探し支援や団体譲渡の推進
- (2) 適正飼養についての周知徹底
 - しつけ方教室等の開催
 - 適正飼養に関する啓発行事の重点的实施
 - 各種広報媒体を活用した積極的な情報発信
- (3) 所有者明示措置の推進
 - マイクロチップ等による所有者明示措置の普及啓発
 - 狂犬病予防法に基づく犬の登録鑑札等の装着の徹底

2 周辺生活環境の保全 **新**

- (1) 周辺生活環境の保全の推進
 - 飼主のいない犬や猫への無責任な餌やりに対する指導
 - 所有者不明猫による周辺生活環境の保全対策の推進
- (2) 地域猫活動の推進等 **拡**
 - 地域猫活動に関するお届け講座等の実施
 - 市町と連携した飼主のいない猫への不妊去勢の推進
- (3) 多頭飼育問題等への解決に向けた福祉部局等との連携 **新**
 - 福祉部局等と連携した多頭飼育者等に対する指導・助言
 - 獣医師や警察と連携した遺棄・虐待への対応の推進

3 県民と動物の安全確保

- (1) 動物による危害の防止
 - 飼犬の係留の徹底による咬傷事故等危害の未然防止
 - 野犬の多い地域での捕獲の強化
 - 特定動物の飼養者に対する法令遵守の徹底
- (2) 動物由来感染症対策の推進
 - 動物の病原体保有状況等に関する調査と情報の積極的な提供
 - 畜産部局と関係団体等が連携した家畜衛生対策の徹底
- (3) 災害時における対策
 - 市町や獣医師会等と連携した被災動物の救護等に係る体制整備
 - 特定動物の飼養者等に対する逸走防止対策の徹底
 - 災害時の動物救護等の広域連携

4 動物の適正な取扱い

- (1) 動物取扱業の適正化
 - 動物取扱業者に対する適正飼養に係る指導
 - 新たな規制を含めた法令遵守を徹底
 - 動物取扱責任者の資質向上
- (2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導
 - 飼養者等に対する関係基準の周知徹底
 - 動物福祉に配慮した動物の取扱いに係る周知

5 動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成 **拡**

- (1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進
 - 「動物ふれあい会」等の開催による動物愛護教育の推進
- (2) 地域における活動の推進
 - 動物愛護推進員の養成及び活動の充実
 - 動物愛護団体等との連携による適正飼養の普及啓発の推進
- (3) 幅広い関係主体の参画を通じた相互理解の醸成 **新**
 - 関係主体が参画する協議会の設置
 - 協議会による行為規範等の検討

<取組目標>

課題に応じた施策ごとの適切な目標を設定

V 計画の進行管理・見直し

- 計画の進行管理
- 計画の見直し